

医師国保とっとり

鳥取県医師国保組合発行
発行人 長田 昭夫

〒680 - 8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会館内
電話 (0857) 27 - 5565



ご挨拶

鳥取県医師国民健康保険組合

理事長 長田 昭夫

深緑の美しい季節となり、豊かな自然の中で生きる喜びをかみしめる此頃です。組合員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、組合運営につきまして、益々のご理解、ご協力をいただき感謝しております。

さて、国の医療保険制度についての抜本改革として、14年度は診療報酬のマイナスイ改革、高齢者医療への1割負担(原則)の導入等が実施され、この4月には被用者保険の本人が3割負担となりました。このように、制度間の「負担と給付の公平化」の動きが進む中、医師国保組

合への7割給付導入の声が上がりがつあることも事実であります。しかしながら、当組合では昨年10月に本人を2割負担に改正したばかりでもあり、当面は8割給付の姿勢を貫きたいと思ひ、皆様にお計りしました。また、自家診療に対する

声が大いことから、自家診療検討委員会を立ち上げ検討を急ぎ成案を得て、できるだけ早期実施を目指したいと思っております。政府は、3月末の閣議で、医療保険制度体系と診療報酬体系に関する改革の基本方針を決定しました。その中で、保険者の再編・統合、高齢者医療制度、診療報酬

体系の基本的方向は示されましたが、具体案の提示はなく、依然として不透明なままです。今後、どのように制度が構築されていくのかを見極めながら、慎重に組合運営に努めてまいりたいと考えています。

なお、組合の運営につき 平成15年度事業計画、予算等決定 鳥取県医師国民健康保険組合は、去る3月8日に組合会を開催し、15年度の事業計画、歳入歳出予算等の諸議案を決定しました。概

まして、組合員の方々に広く情報をお伝えし、意見を集約しつつ事業を展開せねばなりません。その意味において「医師国保とっとり」を活用したいと思っております。社会保障制度改革の嵐の中、本組合においても、真摯な態度で諸問題に対峙し、「集い、拓き、創る」の為に行動を起さないとなりません。これが、新年度の想いで皆様のご指導、ご協力をお願いして、ご挨拶いたします。

要は次項のとおりです。

平成15年度歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額との比較増減額
1. 国民健康保険料		227,798	223,590	4,208
	1. 国民健康保険料	227,798	223,590	4,208
2. 国庫支出金		58,992	70,464	11,472
	1. 国庫負担金	2,262	2,244	18
	2. 国庫補助金	56,730	68,220	11,490
3. 連合会支出金		1	130	129
	1. 連合会補助金	1	130	129
4. 財産収入		300	400	100
	1. 財産運用収入	300	400	100
5. 繰入金		2	2	0
	1. 準備金繰入金	1	1	0
	2. 積立金繰入金	1	1	0
6. 繰越金		7,757	22,214	14,457
	1. 繰越金	7,757	22,214	14,457
7. 諸収入		150	200	50
	1. 預金利子	50	100	50
	2. 雑収入	100	100	0
合 計		295,000	317,000	22,000

歳出

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額との比較増減額
1. 組合会費		2,100	2,100	0
	1. 組合会費	2,100	2,100	0
2. 総務費		24,940	23,780	1,160
	1. 総務管理費	24,940	23,780	1,160
3. 保険給付費		137,200	162,000	24,800
	1. 療養諸費	107,400	135,100	27,700
	2. 高額療養費	9,000	9,000	0
	3. 移送諸費	600	600	0
	4. 出産育児諸費	3,000	3,000	0
	5. 葬祭諸費	3,500	3,500	0
	6. 傷病手当金	4,000	4,000	0
	7. 療養附加金	9,700	6,800	2,900
4. 老人保健拠出金		52,500	75,995	23,495
	1. 老人保健拠出金	52,500	75,995	23,495
5. 介護納付金		22,000	18,800	3,200
	1. 介護納付金	22,000	18,800	3,200
6. 保健事業費		6,000	5,140	860
	1. 保健事業費	6,000	5,140	860
7. 基金積立金		300	400	100
	1. 準備金等積立金	300	400	100
8. 諸支出金		700	558	142
	1. 償還金及び還付加算金	149	27	122
	2. 過年度支出金	1	1	0
	3. 地区医師会事務費交付金	550	530	20
9. 予備費		49,260	28,227	21,033
	1. 予備費	49,260	28,227	21,033
合 計		295,000	317,000	22,000

歳入歳出差引残額なし

平成15年度
鳥取県医師国民健康保険
組合事業計画(案)について

15年度の事業計画については、基本方針に示すとおり、8割給付を当面堅持するとともに、自家診療検討委員会を立ち上げ、検討を行います。また、医療保険制度改革を見極めながら健全な財政基盤の確立に努めていきます。

事業の主な改正点

- 1 一般健康診査(ミニドック)の期間設定を廃止し、通年、利用可能とする。
- 2 諸会議及び研修会は概ね前年と同じ程度に実施する。

ミニドックについては、昨年同様の内容で実施いたします。ご利用の方は用紙を組合へご請求下さい。又、人間ドック、脳ドックも併せてご利用いただけます。

医師国保からのお願い

老人保健法第25条第1項
第2号(障害認定)について

老人保健法第25条第1項第2号の認定を受けた方について、組合はその人数を把握しなければなりません。

しかし、この障害者認定を受けた方については、組合では届出がないと分かりませんので、認定を受けた方は、その旨を組合へお知らせ下さるよう(電話など)お願い致します。

70歳に到達する方について

平成14年10月1日以降に満70歳になられる方は75歳になるまで老人保健法の対象者ではなくなり、前期高齢者として医療費の1割を負担することになりました。ただし、一定以上の所得(課税所得124万円以上)がある方は2割負担となります。

当組合では、被保険者で前期高齢者に該当する方の自己負担割合を決定するため、該当する方全員から「住民税(非)課税証明書」を提出していただくことになりました。

提出書類

次のすべての方の「住民税(非)課税証明書」または「住民税決定通知書」の写しをご提出ください。

上記該当者の「住民税(非)課税証明書」等(課税標準額の記入があるもの)
上記該当者と同じ世帯に当組合の満70歳以上の加入者がいる場合には、その方
全員の「住民税(非)課税証明書」等(課税標準額の記入のあるもの)

高額療養費の自己負担限度額の変更について(お知らせ)

表1 70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分		平成15年4月～
上位所得者		139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1%
	合算対象	21,000円以上
	多数該当	77,700円
一般		72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1%
	合算対象	21,000円以上
	多数該当	40,200円
低所得者		35,400円
	合算対象	21,000円以上
	多数該当	24,600円

表2 70歳以上の方の自己負担限度額

所得区分	自己負担額	
	外来(個人ごと)	(すべての自己負担額を世帯で合算)
一定以上所得者	40,200円	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1% 多数該当 40,200円
一般	12,000円	40,200円
低所得者 (住民税非課税：組合員 ・組合員世帯全員が非課税)	8,000円	24,600円
		15,000円

低所得者、の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。該当があると思われる組合員世帯には、組合より申請方法をご連絡させていただきます。

同一の被保険者が同月内に、同一の医療機関に支払った自己負担限度額が高額になった場合、申請に基づき自己負担限度額を超えた部分は高額療養費として支給されます。自己負担限度額及び計算方法は70歳未満の方(表1)と70歳以上の方(表2)で異なります。

表1並びに表2における用語

表1「上位所得者」
基礎控除額後の総所得等が670万円を超える組合員世帯が該当

表1「多数該当」
過去12ヶ月以内に4回以上の高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額

表2「一定以上所得者」
課税所得が年124万円以上の方

表2「低所得者」
組合員とその世帯全員が住民税非課税世帯の方

表2「低所得者」
組合員とその世帯全員が住民税非課税世帯の方

また、同一世帯で高額の自己負担が幾つかあり、それを合算して対象となった場合は「世帯合算」として支給されます。対象となる要件は、70歳未満と70歳以上での(老人保健で医療を受ける方は除く)自己負担額が次の3つの事由で同じ組合員世帯に生じた場合です。

表2「低所得者」
組合員とその世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を65万円として計算)を差し引いたときにゼロ円になる方

表2「低所得者」
また、同一世帯で高額の自己負担が幾つかあり、それを合算して対象となった場合は「世帯合算」として支給されます。対象となる要件は、70歳未満と70歳以上での(老人保健で医療を受ける方は除く)自己負担額が次の3つの事由で同じ組合員世帯に生じた場合です。

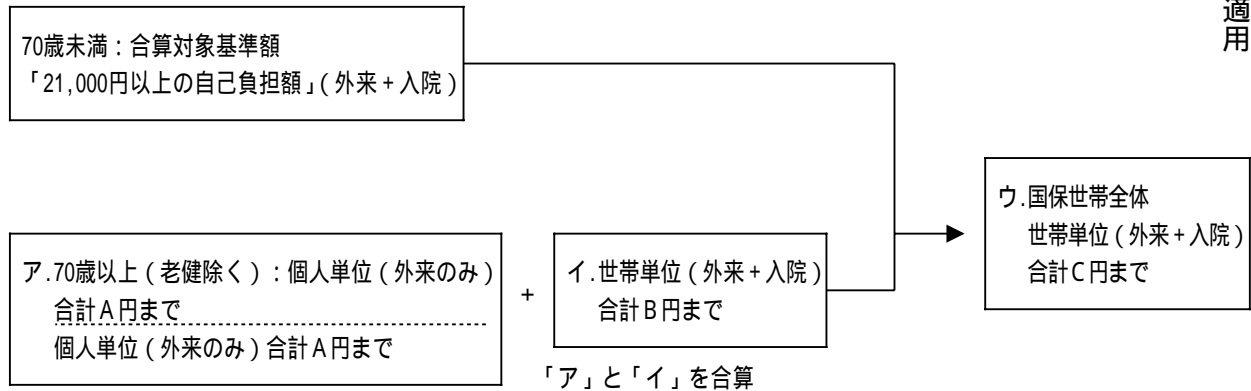
ア 70歳以上の外来分を個人単位で限度額Aを適用した後

イ 入院を含めた世帯単位の限度額Bを適用

ウ これに70歳未満の合算対象基準額を合わせて、

組合員世帯の限度額Cを適用

上記ア.イ.ウの図式



合算対象に該当される組合員には、組合より申請書を送りご連絡致します。

今日の課題

被保険者数一覧表

(平成15年5月1日現在)

	組 合 員	家 族	従 業 員	計
被 保 険 者 数 (人)	511	1,007	311	1,829
老 健 該 当 者 数 (人)	145	131	4	280
そ の 割 合 (%)	28.4	13.0	1.3	15.3
介 護 保 険 第 2 号 該 当 者 数 (人)	284	205	120	609
そ の 割 合 (%)	55.6	20.4	38.6	33.3

上記の表にある老健該当者数280人中に、3人100歳以上の方がいらっしゃいます。いずれも、お元気な方ばかりで喜ばしいことです。

老健該当者の被保険者に占める割合は、当組合では15.3%、県下市町村では35.4%です。被保険者1人当たりの老人保健医療諸費費用額は、当組合は459,752円、県下市町村は685,543円です。いずれの数値からも、当組合の低医療費(老健分ですが、若人分も医療費は低く押さえられています。)が窺われます。

老人保健医療費拠出金は、老人加入率によって算出されますが、平成14年10月の健保法の改正により、老人加入率の上限が撤廃されました。これにより、老人加入率30%を越える保険者は老人保健医療費拠出金が減額されることになり、反対に当組合は加入率が低いため、老人保健医療費拠出金の増加が懸念されます。

しかしながら、今後5年間は老人保健対象者数が増加しないため、経年的には負担が軽減されると予想されます。

全体的に医療費が低いのは、組合員の健康意識が高いこと、軽い疾病等は他の医療機関に受診せず治してしまうからと思われます。

については、自家診療を認めていないことに起因しますが、組合員の為の医師国保の観点から、見直しを目下検討中です。次号の「医師国保とっとり」では、具体案を提示できるよう、検討委員が鋭意作業中です。

鳥取県医師国民健康保険組合現金給付一覧

組合の保険給付のうち現金給付は次のとおりです。該当の生じた場合は組合にご連絡下さい。

項 目	支 給 額 等		
療 養 費 海 外 療 養 費 (老健対象者を除く)	事情により保険医療機関以外の医療機関に受診した場合又は被保険者証を持ち合わせていなかったこと等により、全額を自己負担した場合。その他治療用装具代など。 海外渡航中に発生した治療費(申請には医療費明細と領収書が必要です。)		
高 額 療 養 費 (老健対象者を除く)	入院などの高額医療のため、同一月内・医療機関毎・入院外来毎の一部負担額(組合員と従業員は2割、家族は3割(前期高齢者の一般所得者は1割))が一定額(自己負担限度額)を超える場合に、超過額が高額療養費の支給対象となります。		
療 養 附 加 金 (老健対象者を除く)	被保険者が療養の給付を受けたとき、同一の保険医療機関又は保険薬局で、次の額を超える自己負担を支払った場合には療養附加金として支給する。ただし、その附加金の額が1,000円未満の場合は支給しないものとする。 入院の場合 月額21,000円を超えた額。 入院外の場合 月額5,000円を超えた額。 なお、高額療養費の該当分については、自己負担の限度額から療養附加金の足切り額の21,000円、又は5,000円を控除して得た額を支給。 被保険者が公費負担制度の適用医療受給者である場合には、療養附加金の支給は行わないものとする。		
移 送 費 (老健対象者を除く)	治療上の必要により医療機関に移送(厚労省令規定の場合に限る)された場合に支給対象となります。 支給額=厚労省令の定めるところにより算定した額。		
出 産 育 児 一 時 金	(組) 300,000円	(家) 300,000円	(准) 300,000円
葬 祭 費	(組) 300,000円	(組合員家族) 50,000円 (准組合員家族) 20,000円	(准) 50,000円
傷 病 手 当 金	組合員 1日 3,000円 180日限度 准組合員 1日 1,000円 180日限度		
そ の 他 ご 注 意	<ul style="list-style-type: none"> ・ご不明の点は組合事務局にご照会下さい。詳しい申請要領等は申請用紙送付の際にご案内いたします。なお、老健対象者の療養費・高額療養費・移送費は市町村から支給を受けることになります。 ・給付を受ける権利は2年を経過すると時効となります。ご注意願います。 		

全協(全国国民健康保険組合協会)において、国保組合の被保険者の方々の利便と健康づくりを支援するため、国民年金福祉施設や厚生年金福祉施設と平成14年4月1日から割引料金で利用できるように協定しております。
施設の詳細は、組合にパンフレットがありますので、ご請求下さい。

割引契約
保費に
施設
について